

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則に基づく告示 制定概要

1 告示の趣旨

川崎市では、全ての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、「川崎市福祉のまちづくり条例」（以下「条例」という。）を定めている。また、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的として、「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」（以下「施行規則」という。）を定めている。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（以下「政令」という。）の一部改正において、便所に係る基準が強化されたこと等に伴い、政令改正に対応した内容とするため、施行規則の一部改正を行った。

改正後の施行規則中「市長が別に定める」としているものについて、具体的内容を告示に定める。

2 告示の概要

政令では、便所の配置等について、「国土交通大臣が定める配置の基準に従い」等とする規定を設け、詳細を告示で定めている。

※国告示事例：各階に便所を設置する規定が政令改正により強化されたが、国土交通大臣が「一定の条件を満たすものは便所の設置を一部緩和できる」と国の告示で定めた。（他の告示についても同様に一部緩和することができる規定等を定めている。）

新たに制定する市の告示の内容については、国と同様の内容を定めるため、「国土交通大臣が定める」を「市長が別に定める」に変更等するものである。

表 1 施行規則該当条文

告示	施行規則別表第 2	条文
1	8 (1)	(1) 利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階（ <u>当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階</u> を除く。）の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。
2	8 (3) 本文	(3) (1)の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（ <u>当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて市長が別に定める数</u> 以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。
3	8 (3) ただし書き	ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合 <u>その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合</u> に該当する公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（(2)の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（(6)から(11)までの施設に限る。）及び11（(4)の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。
4	9 (1) ただし書き	ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合 <u>その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合</u> は、この限りでない。

3 告示で定める内容

(1) 便所の設置数の算定上除かれる階

施行規則の改正により、原則、各階に1以上の利用者の利用に供する便所を設けることとしたが、地上階で、便所を設ける施設が同一敷地内かつその階の出入口付近にある階等、床面積、利用方法その他の事情を勘案して利用者の利用に供する便所の設置数の算定上除かれる階について、告示で定める。

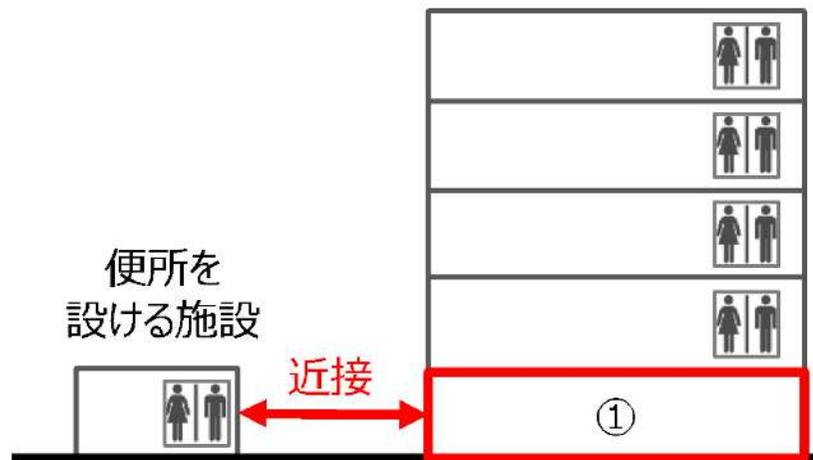


図1 利用者の利用に供する便所の設置数の算定上除かれる階の例

(2) 大規模階に設置する車椅子利用者用便房の数

施行規則の改正により、原則、各階に1以上の車椅子利用者用便房を設けることとしたが、階の床面積が10,000㎡を超える場合に、面積に応じた設置を求めるため、その設置数について告示で定める。

- 床面積が10,000㎡超の階（大規模階）を有する場合
 - ① 10,000㎡超～40,000㎡以下 2箇所以上
 - ② 40,000㎡超～ 20,000㎡毎に1箇所を追加
- なお、当該階に設ける利用者の利用に供する便所の箇所数が面積から算定した箇所数より少ない場合、当該便所の箇所数とする。

	ケース1	ケース2
車椅子利用者用便房の設置イメージ	ケース1 30,000㎡/階 	ケース2 70,000㎡/階 
各階の床面積から算定する車椅子利用者用便房の必要設置数	2	4
当該階の利用者の利用に供する便所設置数	2	3
当該階に設ける車椅子利用者用便房の必要設置数	2以上	3以上

図2 大規模階を有する建築物における車椅子利用者用便房の設置の考え方

(3) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合

施行規則の改正により、原則、各階に1以上の車椅子使用者用便房を設けることとしたが、床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合等、適用除外となる場合について告示で定める。

○ 床面積が1,000㎡未満の階（小規模階）を有する場合、小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上設ける。

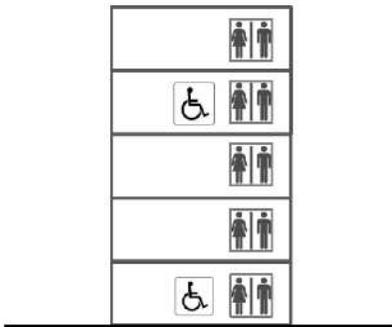
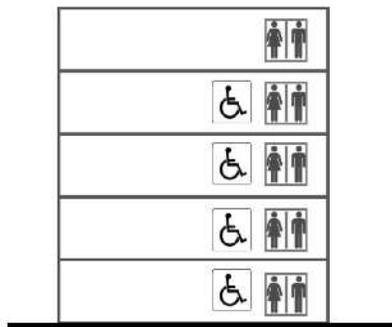
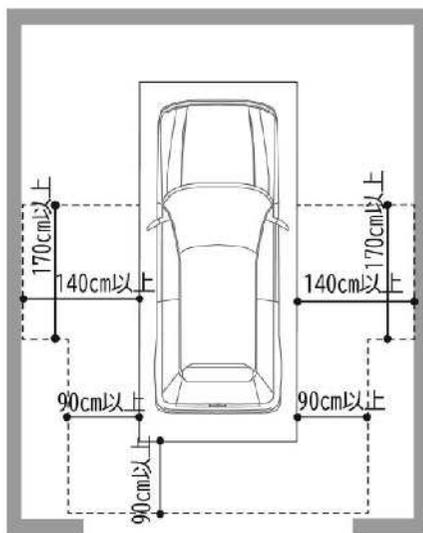
	ケース1	ケース2	ケース3
	400～599.8㎡/階	600～799.8㎡/階	800～999.8㎡/階
車椅子使用者用便房の設置イメージ			
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
利用者の利用に供する便所設置階数	5	5	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	3以上	4以上

図3 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がない場合の例（小規模階を有する場合）

(4) 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないもの

施行規則の車椅子使用者用駐車施設の設置基準について、政令と同水準とするための改正を行ったが、併せて、出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場を設ける場合等、適用除外となる場合について告示で定める。



フルフラット化の例



図4 車椅子使用者が円滑に乗降可能な機械式駐車場の例

4 施行時期

令和7年6月1日より施行する。